○犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程の運用について

令和３年３月24日
道本務第5144号
／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程（昭和58年警察本部訓令第12号。以下「規程」という。）の運用については、「犯罪被害者等給付金裁定事務取扱規程の運用について」（平30．３．30道本務第8204号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第６号。以下「規則」という。）が一部改正されたことに伴い、新たに、規程の解釈及び運用上の留意事項を定め、今後は次によることとしたので、適正な事務処理に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

第１　見直しの要旨

規則の様式において申請者の押印が不要になったことに伴い、代理人が申請する場合における当該代理人の押印を不要とした。

第２　規程の解釈及び運用上の留意事項

項　　目	解釈及び運用上の留意事項
１　取扱い上の心構え（第３条関係）	⑴　この制度は、人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者に対して社会の連帯共助の精神に基づき救済措置を講じ、犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的としたものであるから、この制度の趣旨が十分に機能するよう迅速かつ適正な処理に努めること。 ⑵　この制度は、犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利に関するものであり、関係者の利害に深く関わるものであるから、裁定事務の取扱いに当たっては、刑事部門等関係所属との緊密な連絡を保つとともに、徹底した調査及び資料の収集に努め、事案の真相を正しく把握し、適正な裁定が行われるよう留意すること。 ⑶　受給権の裁定のための調査及び資料の収集に当たっては、その調査が犯罪捜査のために利用されているのではないかという誤解を招かないよう留意すること。 ⑷　この制度の運用に当たっては、この制度が申請者又はその他の関係人の利害関係に直接影響を及ぼすものであることを十分認識の上、警察職員の不用意な言動によって無用の紛議事案等を生じさせることのないよう配意すること。
２　発生報告（第６条関係）	⑴　発生報告は、犯罪被害に係る事案が発生した場合に、当該事案の内容を正確に把握し、裁定の申請があったときに、

	迅速かつ適正な対応を図るためのものである。したがって、警察署の取扱責任者は、常に管内の事件の発生状況を把握し、犯罪被害に係る事案が発生した場合には、事件の捜査が終了した後、速やかに、所定の様式により警察本部警務課長に報告するものとする。 ⑵　報告に当たっては、次に掲げる関係書類を送付するものとする。 ア　被疑者、被害者、参考人等の供述調書の写し イ　実況見分調書等の写し ウ　検視調書等の写し エ　報告書等の写し オ　被疑者、被害者等の戸籍の謄本等の写し カ　被疑者、被害者等の氏名照会記録書等の写し キ　その他裁定事務に参考となる書類等 ⑶　「事件の捜査が終了した後」とは、犯罪被害の概要、犯罪被害者と加害者の関係、犯行の原因・動機等犯罪被害発生報告書の内容を充足する程度に把握した時であり、おおむね事件の送致又は起訴の段階をいう。
3　制度の教示（第７条関係）	⑴　「明らかに不支給となる場合を除き」とは、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第６条に規定する事由があり、規則第２条から第５条までに規定する不支給事由がある場合並びに他法令による給付及び損害賠償との調整により、明らかに不支給となることが判明する場合をいう。 ⑵　既に他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領している場合であっても、受領した額と法第９条の規定による額との多寡が明らかでない場合は、この条の教示を行うこと。 　また、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係がある場合であっても、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第６号）により、支給されるケースが多くなったことに留意し、誤りなく教示を行うこと。
4　裁定申請の受付（第９条関係）	⑴　申請が代理人によって行われたものであるときは、委任状原本の提出を受け、代理人の住所及び氏名を申請書の申請者欄の下部に記入させること。 ⑵　規則第16条第３号から第８号までに規定する添付書類は、次のとおりである。

ア　第３号の書類は、住民票の写し、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。
イ　第４号の書類は、先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等である。
ウ　第５号の書類は、住民票の写し、送金証明等である。
エ　第６号の書類は、医師又は歯科医師の診断書、身体障害者手帳の写し等である。
オ　第７号の書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し、送金証明等である。
カ　第８号の書類は、戸籍の謄本又は抄本、住民票の写し等である。

⑶　規則第16条第９号、第17条第５号イの事項又は第18条第３号に規定する添付書類は、給与証明書、給与所得の源泉徴収票、所得税の確定申告書の各写し等である。

⑷　規則第16条第10号、第17条第４号又は第18条第４号に規定する添付書類は、医師又は歯科医師の診断書、犯罪被害者及び申請者の親族、友人、隣人等の申述書等である。

⑸　規則第16条第11号アの事項又は第17条第１号の診断書等には、次の事項を明記させること。この場合において、精神疾患に係るものについては、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であったことを明記させること。
ア　負傷し、又は疾病にかかった日
イ　負傷又は疾病から３年間における入院日数（規則第17条第１号の場合に限る。）
ウ　負傷又は疾病の状態

⑹　規則第17条第２号に規定する添付書類は、保険者が発行する被保険者証等である。

⑺　規則第17条第３号に規定する添付書類は、犯罪被害者が自己負担した医療費に係る領収書等である。

⑻　規則第17条第５号アの事項の診断書等には負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかったと認められる期間とその日数を明記させること。

⑼　規則第17条第５号ウの事項及びエの事項に規定する添付書類は、犯罪被害者が勤労する事業所等が発行した勤労の状況に関する証明書等であり、次の事項を明記させること。
ア　負傷又は疾病の療養のため勤労することができなかった期間
イ　負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部を得ることができなかった日数

	ウ　負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入の一部を得ることができなかった日（部分休業日）の年月日及び数並びに当該各部分休業日に得た収入の額 ⑽　規則第18条第１号及び第２号の診断書等には、次の事項を明記させること。 ア　負傷又は疾病が治ったこと（症状が固定したこと。）。 イ　負傷又は疾病が治った日（症状が固定した日） ウ　負傷又は疾病が治ったとき（症状が固定したとき。）における身体上の障害の部位及び程度 ⑾　同一犯罪被害について、２人以上の者から裁定の申請があった場合は、それぞれ個別に受け付けること。この場合において、規則第23条第１項の規定に基づき、一方の申請書に添付する書類により他方の申請書に添付すべき書類を省略するときは、他方の申請書の備考欄に次の事項を記載すること。 ア　同時に申請した同一世帯に属する者の氏名 イ　省略した添付資料の名称 ⑿　申請の受付に当たっては、損害賠償の受領の見込みについて把握するとともに、申請者に対し、規則第19条により裁定を受けるまでの間に損害賠償を受けたときはその旨を当該裁定の申請を行った道公安委員会に届け出る義務が課せられていることを十分認識させること。
５　損害賠償受領届出の受付（第10条関係）	⑴　規則第19条の「損害賠償を受けたとき」とは、犯罪被害者又はその遺族が加害者等から現実に損害賠償を受けたときのほか、適法にその損害賠償請求権を放棄したときも含むものである。 　また、犯罪被害による損害をてん補する目的でなされた加害者等からの給付であれば、賠償金、見舞金等の名称のいかんを問わず、ここにいう損害賠償に当たる。 ⑵　死亡である犯罪被害を原因として損害賠償が行われた場合には、当該犯罪被害に係る遺族給付金の支給を受けるべき第一順位遺族が損害賠償を受けたときのほか、第一順位遺族以外の遺族給付金の受給資格を有する遺族の中に損害賠償を受けた者がいるときも、当該損害賠償の価額の限度において、遺族給付金は支給されないこととなる。
６　申請受付に関する留意事項（第11条関係）	⑴　法第10条第２項の「発生を知った日から二年」とは当該犯罪行為により被害者が死亡し、又は重傷病を負い若しくは障害が残ったことを申請しようとする者が知った日の翌日から起算した２年をいい、また、「発生した日から七年」とは当該犯罪行為により被害者が死亡し、又は重傷病を負

い若しくは障害が残った日の翌日から起算した７年をいい、必ずしも犯罪行為が行われた日から起算するものではない。

⑵　法第10条第３項の「やむを得ない理由」とは、当該犯罪行為の加害者による監禁等のため犯罪被害の発生を知ってから２年間以上身体の自由を不当に拘束されていた場合や行方不明として取り扱われていた者が、犯罪被害から７年間を経た後に死体で発見され、その時点で初めて犯罪被害であると判断された場合等が考えられるが、実際の申請期間の特例の適用に当たっては、当該申請期間の原則を一律に適用することが犯罪被害者等にとって酷であると考えられる真にやむを得ない特段の事情があったかどうかを個別具体的に判断する。

　また、「その理由がやんだ日から六月以内」とは「やむを得ない理由」がやんだ日の翌日から起算した６月以内をいう。

⑶　「犯罪被害」とは、人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。

⑷　「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が１か月以上であり、かつ、負傷し、又は疾病にかかった日から起算して３年を経過するまでの間に当該療養のために３日以上病院に入院することを要したもの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であったもの）であり、それぞれの解釈は、次のとおりである。

ア　３日以上病院に入院するとは、継続して３日以上病院に入院する必要はなく、３年間に通算して３日以上病院に入院することをいう。

イ　その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であったこととは、継続して３日以上労務に服することができない状態にある必要はなく、３年間に通算して３日以上労務に服することができない程度にあったことをいう。

⑸　「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき、又はその症状が固定したときにおける身体上の障害であり、規則別表に定める第１級から第14級までのいずれかに該当するもの

	である。 　なお、規則に定める身体上の障害は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級表に定める障害と同様である。
7　調査等（第12条関係）	⑴　調査等は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであり、調査権の濫用にわたることのないよう留意すること。 　また、調査等を行うに当たっては、犯罪被害者又はその遺族の心情を十分理解し、その尊厳を傷つけることのないよう留意すること。 ⑵　裁定に当たっては、捜査資料、申請書類、加害者及び申請者からの聴取等により、加害者に犯罪被害者等に対する損害賠償を行う資力及び意思があるかどうかにつき必要な調査及び検討を行うこと。
8　調査等の要領（第13条関係）	⑴　警察本部警務課長は、調査等を行うに当たっては、次の資料について必要と認められる調査事項等を十分に検討して行うこと。 ア　犯罪の存否を証明する資料 イ　申請者の受給資格を証明する資料 ウ　犯罪被害者の年齢、収入及び生計維持の状況を証明する資料 エ　犯罪被害者の責任を証明する資料 オ　その他給付金の支給要件及び給付金の支給額の算定に関する資料 ⑵　法第13条第１項の「その他の関係人」とは、加害者の親族、犯罪被害者を診断した医師等申請事案について直接又は間接に関係ある者をいう。 ⑶　法第13条第１項の「文書その他の物件」とは、例えば、申請者と犯罪被害者との内縁関係を証明する手紙、日記、写真類等申請者その他関係人が所持しているもので、裁定を行うために必要であると認められるものをいう。 ⑷　調査等に当たっては、その取扱い状況を明らかにするため、次により処理すること。 ア　申請者その他の関係人に報告させる場合は、報告書を提出させ、又は供述書を作成する。 イ　文書その他の物件の提出を受けたときは、必要により預かりを証明する書面を交付し、当該物件の返還に当たっては、その旨を証明する書面を受領者から徴する。 ウ　申請者その他の関係人に対する出頭命令及び医師の診断を受けるべき旨の命令は、書面を交付して行う。

	エ　電話や口頭により補充的な調査を行う場合であっても調査年月日及び調査対象者を明らかにして、その内容を調査報告書又は電話通信用紙等に記録する。 ⑸　申請者が調査等に協力しない場合は、申請者に対して、申請が却下されるおそれがある旨を教示するなどして申請者の協力を促すこと。
9　裁定申請の却下（第15条関係）	法第13条第３項の「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の守秘義務等に係る場合、申請者が病気等のため出頭できない場合など法第13条第１項の調査に協力することができないやむを得ない理由をいう。
10　仮給付金決定案の作成（第17条関係）	⑴　仮給付金の支給は、裁定申請がなされている場合を要件とするが、仮給付金の支給の申請は必要としない（仮給付金の制度は、犯罪被害者又はその遺族の迅速な救済を目的とするものではあるが、当該申請者の意向に反してまでも仮給付金を支給する必要はない。）。 ⑵　仮給付金の支給は、当該被害がこの制度の対象となる犯罪被害であることが明らかであることを前提とするので、自他殺不明の変死又は故意・過失不明の犯罪による死亡等については、仮給付金の支給をすることができない。 ⑶　仮給付金決定案の提出に当たっては、当該事案について記入できる全ての事項を記入した検討票のほか、将来給付金を支給する旨の裁定がなされることが確実視される理由、速やかに裁定することができない事情及び仮給付金の支給を決定した理由を明らかにして行わなければならない。 ⑷　仮給付金の支給決定は、給付金の支給に係る裁定が行われるまでの間、複数回行うことができる。 ⑸　第２回目以後の仮給付金決定案の提出は、省略することができる。ただし、当該事案についての事実検討を新たに行う必要がある場合を除く。
11　申請者に対する通知（第18条関係）	⑴　通知に当たっては、申請を却下した理由、裁定又は決定の内容及び理由を十分説明し、申請者の理解を得るよう配慮すること。 　また、申請者が、給付金の支給後に、加害者に対する損害賠償請求権を行使し、又は加害者から損害賠償を受ける見込みであるときは、警察本部警務課に申出を行うよう依頼すること。 ⑵　申請者に対して、前事項の通知（犯罪被害者等給付金を支給しない旨の通知を除く。）をするときは、犯罪被害者等給付金（仮給付金）支払請求書を併せて交付しなければ

	ならない。
12　警察庁に対する報告（第19条関係）	⑴　道公安委員会において却下、裁定又は決定が行われたときは、直ちに次に掲げる書類の写しを警察庁長官官房給与厚生課長宛て送付する。 ア　犯罪被害者等給付金支給裁定通知書、仮給付金支給決定通知書又は犯罪被害者等給付金裁定申請却下通知書 イ　検討票 ウ　検討調書 ⑵　犯罪被害給付制度の運用に関し、紛糾が予想される事案等が発生した場合には、その都度、関係書類を添えて警察庁長官官房給与厚生課長宛て送付する。
13　審査請求の取扱い（第20条関係）	⑴　審査請求は、「給付金の申請に関する裁定」については国家公安委員会に対する審査請求が、裁定の申請があった事案について「相当期間経過してもなお道公安委員会による裁定が行われない場合における不作為」については国家公安委員会に代えて道公安委員会に対しても審査請求がされることとなる。 ⑵　国家公安委員会に対する審査請求は、警察庁長官官房において受け付けることとなっているので、道公安委員会に審査請求書が提出された場合は、速やかに警察庁長官官房給与厚生課長宛て送付すること。 ⑶　方面本部警務課長及び警察署長は、道公安委員会に対する審査請求書の提出があった場合は、直ちに警察本部警務課長に電話報告するとともに、速やかに関係書類を送付すること。 ⑷　道公安委員会に対する審査請求の事案が発生した場合及び当該事案の処理を終結した場合の国家公安委員会への報告は、審査請求事案発生（終結）報告書を警察庁長官官房給与厚生課長宛て送付してすること。